

協議項目の決定内容

分類	協議項目	協議 ランク	調整内容	調整方針	協議経過①			協議経過②			
					会議	開催日	協議結果	会議	開催日	協議結果	
9	財務	B	3	広域化後の組合が行う財務会計処理について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	第6回総務部会	令和3年12月20日	調整方針(案)決定	第9回幹事会	令和4年1月12日	調整方針決定
			4	広域化後に組合が取り扱う補助金及び交付金について協議するもの。	広域化時点での弘前地区環境整備事務組合が取り扱う補助金及び交付金は定めない。						
			5	広域化後に組合が所有する施設の整備等に係る地方債の借入や償還について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。 なお、広域化前に弘前地区環境整備事務組合が借入したもののうち、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場の整備に係る借入については、広域化以降、8市町村で負担する。						
			6	広域化後に組合が行う物品及び備品の調達や管理方法について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。						
			7	広域化後に組合が行う賃貸借に係る契約の手続き等について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。						
			8	広域化後に組合が行う各種委託（賃貸借を除く）の契約手続きについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。						
			9	広域化後に組合が行う長期継続契約や議会の議決に付すべき契約などについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。						

協議項目の決定内容

分類	協議項目	協議 ランク	調整内容	調整方針	協議経過①			協議経過②			
					会議	開催日	協議結果	会議	開催日	協議結果	
9	財務	1 0	入札指名事務及び 契約手続き	広域化後に組合が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事をいう。）又は製造の請負、物件の買入れその他の業務における指名競争入札に係る指名業者の取扱い及び契約事務手続きについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	第6回総務部会					
		1 1	工事設計書作成	広域化後に組合が発注する建設工事に係る設計書及び建設関連業務に係る設計書の取扱いについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	第6回総務部会・ 第11回施設管理部会 (合同部会)					
		1 2	検査事務	広域化後に組合が発注する建設工事に係る検査・監督事務の取扱いについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。		令和3年12月20日	調整方針(案)決定	第9回幹事会	令和4年1月12日	調整方針決定
		1 3	指定金融機関	地方自治法施行令第168条第2項に基づき、広域化後の組合が公金を取り扱うために指定する金融機関について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の指定金融機関を引き継ぐ。	第6回総務部会					
		1 4	使用料（収入）	広域化後に組合の財産を使用する者から徴収する使用料について、算定根拠や会計処理について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。						
		1 5	現金の取扱い	広域化後に組合が取り扱うことが想定される現金の会計処理について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	第6回総務部会					

協議項目の決定内容

分類	協議項目		協議 ランク	調整内容	調整方針	協議経過①			協議経過②				
						会議	開催日	協議結果	会議	開催日	協議結果		
10	廃棄物処理施設管理	1	処理施設の使用許可	B	広域化後にごみ処理施設へ廃棄物を直接搬入する際に必要となる施設使用許可について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	第11回施設管理部会	令和3年12月20日	調整方針(案)決定	第9回幹事会	令和4年1月12日	調整方針決定	
		4	技術管理者の資格		広域化後の施設の維持管理に必要な技術管理者の資格について協議するもの。								現行の弘前地区環境整備事務組合の基準を引き継ぐ。
		5	処理施設の利用時間及び休業日		広域化後のごみ処理施設の利用時間及び休業日について協議するもの。								現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
		12	許可証の返還		広域化後にごみ処理施設へ廃棄物を直接搬入する際に必要となる使用許可証の返還について協議するもの。								現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
		7	処分手数料の徴収方法	C	広域化後にごみ処理施設へ廃棄物を直接搬入する際に支払う処分手数料の徴収方法について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	第6回総務部会・第11回施設管理部会(合同部会)	令和3年12月20日	調整方針決定	/			
		9	搬入手続		広域化後にごみ処理施設へ廃棄物を直接搬入する際の手続きについて協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。							
		10	搬入の停止等		広域化後のごみ処理施設への廃棄物搬入停止又は制限する場合の条件について協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。	第11回施設管理部会						
		11	許可の取消等		広域化後にごみ処理施設へ廃棄物を直接搬入する際に必要となる使用許可について、取消又は搬入停止する際の条件等を協議するもの。	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。							

※協議ランク（決定組織の区分） Bランク：幹事会 Cランク：専門部会